

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問を再開いたしたいと思います。
次に7番、小川保君、一般質問お願い致します。

小川保君。

議員（小川 保）

失礼致します。7番、小川保です。

「給食センター整備事業について」質問致します。

過去を振り返ってみますと、私は平成25年6月と、同じく9月つまり3年前に
「給食センターの整備について」を2回連続で質問しておりました。

それは、私が行財政改革特別委員会の委員長を仰せつかった時、委員会メンバー全員で多度津町の代表的な設備を徹底的に見学研修するという計画を実施しました。

その折に、気になった設備として、水道設備と消防庁舎と、そして給食センターでありました。

それらについての質問は、行財政改革推進の項目の中で質問をいたしました
が、その折、二宮尊徳のお話をしたかと思えます。

二宮尊徳の言葉に、「道徳を忘れた経済は、罪悪である。経済を忘れた道徳は、寝言である。」という言葉をお伝えしました。

これを私流に解釈しますと「夢を語れずに財源の事ばかりに腐心した計画では、将来の希望は無い。しかし又、夢のような計画を作っても、財源の裏付けがなければ、絵に描いた餅である。」こういう事だと思います。

地方交付税や補助金を当てにしても、国の財政も厳しいのだから、おのずと限界があります。

今、多度津町は行政改革や新たな財源の調達方法を研究して、それを実行できるレベルに昇華していく事が必要となってきました。

それは、民間の力も視野に入れた運営、ゴミの収集の民間委託などは典型例でした。

給食センターにも、それらの活力を模索する事も行政改革だとお話しさせて頂きました。

今や、ゴミ収集も概ね、軌道に乗っている様に拝察致しておりますし、消防の広域化も着実に結実して、大いに町民の安全安心に寄与している処であります。

あの質問から3年経ちました。

また本件の事業に関しまして、本年3月末日に総務教育常任委員会で賛成多数で決議されましたこの内容について、本日改めて詳細にわたり質問致します。

丸尾町長はあらゆる機会を捉えて、学校給食センターの事柄をお話しされていたようですし、私共議員も概ねの説明を受けておりました。

が、ここで改めて、これまでの経緯についてご説明をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員の「学校給食センター整備事業のこれまでの経緯について」のご質問にお答えをしております。

多度津町学校給食共同調理場は、昭和55年12月に竣工されたもので、施設・設備の老朽化により、毎年多額の整備費用が発生しております。

また、調理員の皆様の努力により、園児・児童・生徒への安全安心な給食提供ができておりますが、老朽化施設であるがゆえに衛生面でも課題がありました。

正規職員の調理員が減少し、数年後には嘱託・臨時職員のみで調理を行うこととなるような、運用面においても課題がありました。

加えて、園児・児童・生徒数の減少に伴う提供給食数の減少なども課題でありました。

その様な中で、善通寺市・琴平町においても同様の課題があり、平成25年度より、1市2町の共同実施の可能性について協議を行ってまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

続けて丸尾町長に質問致します。

1市2町で行うこととなった経緯についてご説明下さい。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの「1市2町で行うことになった経緯について」のご質問にお答えをしております。

先刻も申しましたように、平成25年度1市2町共同実施の可能性について協議を行ってまいりましたが、併せて、本町単独で整備することについても検討を行いました。

まず、建設用地については、町有地では「多度津山サッカー場」、「中学校プール跡地」、「旧岡庄洋紙店倉庫」、「町役場職員駐車場」、「パーク&ライド東側」、民有地では「四国計測工業跡地」を検討を行いました。

しかし、「多度津山サッカー場」は下水道未整備、企業誘致対象地により「中学校プール跡地」は、交付金により運動用地として整備したため、10年間転用禁止にされていることにより、「旧岡庄洋紙店倉庫」は、工場建屋が有り、多度津運送に貸し出していることにより、「町役場職員駐車場」は津波浸水区域であり、土地開発公社からの買い戻しが約11億円と高額であるこ

とにより、「パーク&ライド東側」は多度津駅周辺開発整備が予定されていることにより、「四国計測工業跡地」はすでに売却されていることにより、建設が困難であるという結論となりました。

また、建設費及び運用費につきましては、公設民営で単独で行った場合の経費を試算した結果、約27億2,000万円、P F I方式で1市2町の共同で行った場合の本町の経費を試算した場合、約24億5,000万円と、1市2町の共同で整備した場合の方が、建設期間と建設後15.5年間で約2億5,000万円経費が節約できることが分かりました。

このような結果から、町単独で整備するより、1市2町で整備を行った方が有利という結論となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先程の町長からの説明の中の多度津山サッカー場についての検討結果ですが、下水道工事はもちろん多額の費用が必要となりますが、その上私が懸念しますのは、山の上では毎週土日には町内や近隣から多くの子ども達が集まってサッカー教室や大会など開かれております。

将来を担う子ども達の心身鍛錬や情操教育など、大いに活用利用されておるところであります。

すでに必要不可欠な場所になっておりますことも付け加えさせていただきます。

これからの質問項目、それは担当課に質問致します。

本件の資金調達、並びに運営はP F I方式を検討されておるようですが、なぜP F I方式なのでしょう。

お願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「なぜP F I方式で事業を行うのか」のご質問にお答えいたします。

公設民営で建設・運営した場合とP F Iで行った場合で比較すると、P F Iのメリットとして、まず最初に「コストの縮減」が挙げられます。

工事や施工方法において民間事業者の技術を導入することや、民間事業者が建設・運営を一括発注できること、工期短縮などによるコスト削減により、試算では、1市2町の総額で、公設民営では約74億円、P F I方式では約70億円となり約4億円の経費が削減できる試算となりました。

次に、「財政支出の平準化」が挙げられます。

これまで一括払いとしていた施設整備費について、民間資金を活用すること

により、財政支出の平準化を図ることが可能となります。

次に、「業務品質の継続的な改善」が挙げられます。

今回のPFI方式では長期契約であることから、維持管理・運営企業にノウハウが蓄積され、維持管理・運営が継続的に効率化されるようになり、サービスの向上が期待できます。

また、民間業者は事業期間中の施設を良好な状態に保つ責任を負うため、問題が発生してから対応するのではなく、予防保全の考え方により、常にメンテナンスを行うことになり、サービスの向上が期待できます。

加えて、品質への要求水準を達成できなければ減額となるため、要求水準として定めた品質が継続的に確保されるという効果が発生します。

次に、「長期・包括契約による事務負担の軽減」が挙げられます。

これまでの様に、建物の保守管理、運営についても公共の職員が発注にかかる事務処理を事業期間中、執行する必要が無く、事務の効率化につながります。

最後に、「地方創生の推進」が挙げられます。

公共事業の分野を民間に新たな市場として開放することになり、新たな事業機会をもたらすことが期待できます。

また、民間事業者の自由な発想や創意工夫により、建設の段階から一体的に施設の活用を見据えた、施設見学等を通じた食育等の推進が可能となります。

以上の様な理由により、本事業をPFI方式で実施することとなりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今までの公設公営よりも、行政改革・財政改革そういった意味においてもプライマリーバランスなども考慮された一歩踏み込んだ機能的な方法だと判断できます。

そこでPFI方式で行うことと、安全・安心な給食の確保と整合性についてお聞かせ下さい。

お願い致します。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「PFI方式で行うことにより、安全・安心な給食の提供を妨げることはないのか」というご質問にお答えいたします。

学校給食の提供については、文部科学省より「学校給食衛生管理基準」が定められており、また、給食施設については、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」も遵守する必要があります。

これは、公共が行うにしろ民間が行うにしろ遵守する必要があります。

また、民間に委託した場合でも公共が行う業務として、1点目は、献立の作成は、設置者（公共）が直接責任をもって実施すべきものであるから、委託の対象としない。

2点目は、物資の購入、調理業務等における衛生、安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設ける。

3点目は、設置者が必要と認めた場合、委託者に対して資料の提供を求めたり立ち入り検査をする等、運営改善のための措置がとられるよう契約に明記する。

4点目は、これまでどおり、栄養教諭・栄養技師を配置し、子どもの栄養の指導及び管理をつかさどり、学校給食の管理を行う。

5点目は、これまでどおり、学校では食に関する指導を栄養教諭・栄養技師を要として教諭・養護教諭等全校職員で行う。

以上の様な理由により、PFI方式でも、安心・安全な給食の提供を行えるものだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今教育長の方からお話がありました栄養教育、こういった観点においてもきちっと対処できるということでございます。

また、その他の面として今まで行っているアレルギー対応食、この安全確保への対応はどのようになっておりますでしょうか。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「今まで行っているアレルギー対応食の安全確保への対応はどのようになっているか」とのご質問にお答えいたします。

本町では、現在、卵・乳・エビ・カニ・ナッツ類の対応出来るものについて、アレルギー対応を行っておりますが、新しい施設では、除去食を基本とし、アレルギー対応専用調理室を設け調理を行う予定であります。

現在対応しているものについては、当然、事業者募集のための事業方針・入札公告資料等の作成に盛り込み、特定原材料7品目である小麦・そばについても対応できるようにして参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

教育長、ありがとうございました。

次に、職員の問題について質問致します。

現在雇用している嘱託・臨時職員、この方々への対応はどういうふうになり

ますでしょうか。

お願い致します。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「現在雇用している嘱託・臨時職員の対応はどうか」との質問にお答えします。

現在、給食センターでは、嘱託職員6名、臨時職員11名を雇用しておりますが、引き続き雇用を希望する職員については、先程も申しました事業者募集のための事業方針・入札公告資料等の作成の際に、盛り込んで参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

つまり現在の職員が希望すれば、優先的に働ける事になる事など、検討されておるとい事ですね。

期待をしておきます。

P F Iで行うことにより、国庫補助金を受けられない懸念は、こういったことはありませんでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「P F I方式で行うことにより、国庫補助金を受けられない懸念はありませんか」とのご質問にお答えいたします。

従来方式では、学校給食施設を整備した場合、学校給食関係国庫補助事業により1/3の補助を受ける事が出来ます。

これは、P F I方式の民間事業者が資金を調達し、施設を建設、施設完成直後に公共に所有権を移転し、一定期間民間事業者が維持管理及び運営を行う方式であるB T O方式でも、同様の国庫補助を受ける事が出来ます。

現在は、事務の共同処理について、「一部事務組合」「協議会」「事務の委託」のいずれかの方法で事務を行うか、また、その場合の補助申請方法等の協議を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

只今の回答の「一部事務組合」、それから「協議会」、そして「事務の委託」、これらのそれぞれのシステムを、もう少し具体的に説明頂けますか。

現在のシステムを踏まえて、システムの具体的内容を比較説明して頂けたらありがたいです。

よろしくお願ひします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「一部事務組合」「協議会」「事務の委託」これらのシステム

をもう少し具体的にとのご質問にお答えいたします。

まず最初に、「一部事務組合」方式でございます。

「一部事務組合」方式は、独立の法人格を持つ特別地方公共団体として設立されるため財産の保有が可能であります。

また、議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確であるため、施設を安定的に管理運営する上で優れております。

一方、意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しいともいわれております。

また、各構成団体から権限が一部事務組合に移行するために、当該事務は構成団体の議会等の直接の審議の対象となりません。

次に、「協議会」方式でございます。

「協議会」方式は、法人格を有しない仕組みであるため、権利義務の主体とはなれません。

構成団体の長の名において事務を管理執行するため、各構成団体は形式的には主体性を保ちつつ共同して事務処理を行います。

一部事務組合と同様に、迅速な意思決定が難しいともいわれ、また、責任の所在が第一義的に問われやすい事務には向かないとも言われております。

最後に「事務の委託」方式でございます。

「事務の委託」方式は、効率性に優れた共同処理方式である反面、委託団体は事務費を支出する一方で、当該事務に関して直接、権限を行使することができなくなり、受託団体は一定の委託金収入により当該事務に関する責任をすべて負わなくてはならなくなる可能性があります。

しかし、実際には規約において委託団体・受託団体が連絡会議を定期的開催するなど、事務の内容等に応じてこうした仕組みを規約で定めていることが多いようです。

今後も、先の3つの方法も含め様々な方式についても検討し、どのような方式が最善なのか、1市2町で慎重に検討を進めて参りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

よく理解できました。

さて、これからのスケジュールについて大筋で結構ですから、お話しただけたらと思います。

お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「これからのスケジュールについて」のご質問にお答えいたし

ます。

おおまかなスケジュールで申し上げますと、平成28年9月給食センター整備事業PFIアドバイザー業務委託契約締結、平成28年9月から12月事業方針の作成、平成29年1月から4月入札公告資料の作成、平成29年5月から8月参入事業者からの提案書受付、平成29年9月事業者の決定、平成29年10月から11月基本協定・仮契約の締結、平成29年12月契約締結、平成30年1月から6月基本・実施設計、平成30年7月から8月確認申請、平成30年9月から平成31年6月給食センターの建築、平成31年7月から8月開業準備、平成31年9月給食提供開始。

この様なスケジュールを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ずいぶん先のようなスケジュールでありますけれども。

まず一步踏み出して進めていかないとこのスケジュールは動かないということですので、早急によりしくお願いしたいと思います。

次にPFI事業者決定後の業務の遂行について、資産管理面と合わせてご説明いただいたらと思います。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「PFI事業者決定後の業務の遂行について、資産管理面と合わせて説明」とのご質問にお答えいたします。

従来の公共事業では、地方公共団体が自ら事業に携わってきましたが、PFIでは公募提案し落札した共同企業体が、それぞれの企業の経営状態がPFI事業に悪影響を与えないように、共同企業体から独立した特定目的会社・SPCを設立し業務を遂行することになります。

建設した施設については、地方公共団体のものとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

SPCに対して日常的に監視するシステムはどのように運用されるのでしょうか。

又、出資者の倒産とか、或いは経営上の問題、こういったことで出資者から返還訴求される事はないのか。

つまり既に出資されている学校給食センターの財産等は法的にどう守られていくのか。

これについてお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「SPCに対しての日常的に監視するシステムはどのように運用されるのかまた、既に出資されている学校給食センターの財産は法的にど

う守られるのか」との質問にお答えいたします。

S P Cに対して監視は、地方公共団体の役割であり、今回の事業については専門業者による監視システムも導入いたします。

P F I 事業のみを営むS P Cを設立することにより、仮にS P Cの母体となる出資者が倒産してもP F I 事業が破綻せず、「行政サービス」の継続かつ安定的提供が確保でき、また、融資金融機関はP F I 事業の継続が担保であることから、融資の返済に関し厳格な審査や事業のモニタリングを行うこととなり、公共側からすれば第三者のチェック機能として期待できるものです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございました。

明快なご答弁をいただき安心をいたしました。

ぜひ早急に準備進めていただくようお願い致します。

最後に要望として申し上げます。

先日あるドキュメンタリー番組を見ておりました時に、京都の曲物師のお話がありました。

代々一子相伝で伝えている天皇家の専属技能士、有職御木具師、こういった名称があるようです。

有職っていうのは、有る無しの有る、職は職業の職、御っていうのは丁寧な接頭語です、木は木材の木、具は道具の具、師は師匠の師、有職御木具師という職業があるらしいんですけどね、この方のお話がありました。

技が熟練しただけでは一人前とは言えない。

その技を次の世代に伝えてこそ初めて一人前と言えるというお話でした。

なるほどなと思いました。

我々の責務は次の世代に良好に発展的に引き継ぐ、こういったことが重要なのでしょ、改めて認識いたしました。

次の世代に素晴らしい給食を準備しましょう。

以上で私の質問は終わります。

ありがとうございました。